

70戸以上の住宅団地及びマンション等にお住まいのお客様向けの「原料費調整制度」についてのご案内  
 (※「ガス事業法」適用のお客様)

## 原料費調整とは

原料である液化石油ガス(LPG)の価格は、為替や原油価格の動きに応じて変動しています。  
 原料費調整は、こうした価格の動きに対応するため、原料価格の変動額をガス料金に反映させる制度です。  
 また、料金の大幅な変動を避けるためのしくみも設け、料金の安定性にも配慮した制度となっています。

## 原料費調整のしくみ

貿易統計にもとづく3ヶ月の平均原料価格と、基準となる原料価格(基準平均原料価格)を比較し、その変動について、あらかじめ定められた算定方法によりガス料金を調整します。

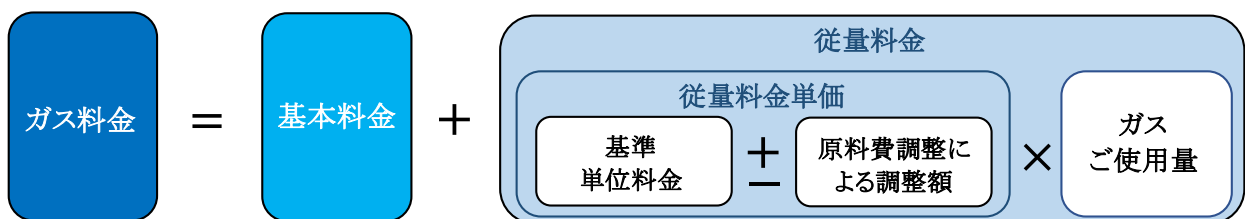
### 原料価格の算定期間とガス料金への反映時期

原料価格の3ヶ月の平均値を、中2カ月の間隔をおいて、次の3ヶ月のガス料金に反映します。

原料価格の算定期間	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
原料価格の平均	[平均]			[平均]			[平均]			[平均]			[平均]					
ガス料金への適用							4月～6月分			7月～9月分			10月～12月分			1月～3月分		

### ガス料金への反映

毎月の単位料金は、あらかじめ定められた基準単位料金に、原料費調整による調整額を加算または減算し算定します。



## 調整額の策定方法

### ①平均原料価格を算定

定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりプロパン平均価格を平均原料価格といたします。

※算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。